

IV 申立不受理

【事案Ⅳ－１】車両共済金請求

- ・ 平成 23 年 10 月 31 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 12 月 12 日 裁定不適合

<事案の概要>

申立人は自動車共済の車両共済(車両損害限定特約)に加入しており、走行中、路上に落ちていたボールをはねて車両が傷ついたため、車両共済金を請求したところ、「他物との衝突のために免責」との理由により、共済金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<裁定の概要>

被申立人から債務不存在確認請求事件として裁判所に訴訟提起されたことを受け、審査委員会小委員会での適格性審査の結果、本件は共済相談所規程第 27 条第 1 項第 (3)号に規定する事由に該当することから、裁定申し立てを不受理とし、裁定の審議を行わないことに決定し、当事者宛て不受理通知した。